

— 目次 —

- 平成30年8月の税務
- 給与所得控除等の改正

いつもお世話になっております。

猛暑の毎日でございますが、いかがお過ごしでしょうか。  
熱中症にはくれぐれもお気をつけください。

それでは、今月の【Abeam 通信】をお届けします。

## 平成30年8月の税務

8/10

- 7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

8/31

- 6月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 12月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- 消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(4月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>
- 個人事業者の当年分の消費税・地方消費税の中間申告

株式会社 アビームマネジメント  
税理士法人アビームマネジメント

〒980-0014  
仙台市青葉区本町 1-12-7-3F

TEL : 022-225-5090  
FAX : 022-225-5091

E-MAIL :  
info@abeam-m.co.jp

- 個人事業税の納付(第1期分)
- 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)

<税務/会計トピックス>

## 給与所得控除等の改正

### ◆近年少なくなり続けている控除

給与所得控除とは、支払われた給与等の収入金額から、勤務に伴う必要経費を概算して一定計算額で控除が受けられるものです。簡単にいうと「サラリーマンの経費を想定して収入金額から引いてくれる」制度です。近年は改正が相次ぎ、次第に給与所得控除額の上限が下がってきています。

平成 24 年分以前の給与所得控除は、収入 1,000 万円超の場合で収入金額×5%+170 万円（つまり上限はありませんでした）、平成 25 年から平成 27 年分は 1,500 万円超の場合で控除額の上限が 245 万円、平成 28 年は 1,200 万円超の場合で控除額の上限が 230 万円、平成 29 年以降は 1,000 万円超の場合で控除額の上限が 220 万円となっていました。

### ◆平成 30 年税制改正でさらに低下

平成 30 年税制改正で、平成 32 年分所得税から給与所得控除額の上限は年収 850 万円超の場合で 195 万円となります。

ただし、今回の改正については、22 歳以下の扶養親族のいる「子育て世帯」や特別障害者がいる「介護世帯」については、「所得金額調整控除」が組み込まれ、基礎控除の引上げと併せて、現行制度との比較で、負担増減は無いように、配慮がなされています。

### ◆公的年金等控除も改正

公的年金等控除も改正が行われ、平成 32 年分所得税から、控除額を一律 10 万円引き下げ、公的年金等収入 1,000 万円を超える場合の控除額に 195 万 5,000 円の上限を設定、年金以外の高額所得がある場合の控除額の引下げが行われます。

なお、給与と年金の両方がある人の場合は、合計 20 万円の控除縮減にならないように、給与所得で調整されます。

### ◆場合分けで複雑になった？

給与収入関連の税制周辺には「但し書き」が乱発されているように思えます。サラリーマンが自分の税額を簡単に計算できる時代ではなくなったようです。

### ◆◆あとかき◆◆

暑さ本番、大好きな生ビールの季節となりました。夏休み中ということもあり、弊社の近くの公園でも子供たちが元気に遊ぶ声が聞こえてきます。今年の夏は例年にない暑さだと連日ニュースでも言われていますが、会う人ごとに「暑いですね」を連発し、自分でも少々呆れている毎日です。

これからお盆・帰省シーズンとなりますが、まだまだ猛暑も続くと思われます。夏負けなどなさないよう、体調管理には十分気を付けて元気にお過ごし下さいね。